

老人短期入所事業名木の里運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人下総会が開設する老人短期入所事業名木の里（以下、「事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 老人短期入所事業 名木の里
- 二 所在地 千葉県成田市名木 192 番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人・本体施設と兼務）
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- 二 医師 1人以上(嘱託1人以上・本体施設と兼務)
利用者に対して、健康管理および療養上の指導を行なう。
- 三 生活相談員 1人以上（常勤職員1人以上・本体施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行なう。
- 四 介護職員 8人以上（常勤職員5人、非常勤職員3人・本体施設と兼務）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。

五 看護職員 3人以上（常勤職員3人、本体施設と兼務）

利用者の保健衛生ならびに看護業務を行なう。

六 管理栄養士 1人以上（常勤職員1人・本体施設と兼務）

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行なう。

七 機能訓練指導員 1人以上（常勤職員1人・看護職員兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行なう。

八 介護支援専門員 1人以上（常勤職員1人・本体施設と兼務）

短期入所生活介護サービス計画の作成等を行なう。

九 事務職員 2人以上（常勤職員2人、本体施設と兼務）

必要な事務を行なう。

（利用定員）

第5条 施設の利用定員は、10人とする。

（短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴させ、または清拭を行う。

3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

5 離床・着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行なう。

また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床してユニット毎の食堂で行なうよう努める。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一 朝食 午前8時から

二 昼食 午後12時から

三 夕食 午後6時から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行なう。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、**介護保険負担割合に定める割合の額とする。**

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 送迎に関する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

二 食費

三 滞在費

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活品のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

六 個人選択により利用される嗜好の日用品等

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、成田市、神崎町、香取市、稲敷市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するもの

とし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに第一に家族への連絡
主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(掲 示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第16条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護職員等の勤務体制を定める。

2 短期入所生活介護職員等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第17条 短期入所生活介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第18条 提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第19条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第20条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人下総会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成28年2月1日から一部改正し施行する。

